

「地域建設業経営強化融資制度」及び「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業）」の利用について （津市発注工事の請負代金の債権譲渡承諾について）

津市では、調達契約課において発注する建設工事の請負代金の債権譲渡を承諾することにより、津市と工事請負契約を締結した建設業者が平成21年4月10日から以下の制度を利用できる環境整備を行っています。

1. 制度の概要

(1) 地域建設業経営強化融資制度

平成20年8月に国が策定した「安心実現のための緊急総合対策」を受け、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、国土交通省が平成20年10月に創設した制度です。

融資制度としては、工事の出来高が2分の1を越えれば、公共工事の工事請負代金の債権譲渡が可能になり、（一財）建設業振興基金が認めた者から転貸融資を受けることができます。さらに、保証事業会社から前払金保証を受けた工事であれば、保証事業会社の債務保証を条件に、出来高を超える部分の融資を保証事業会社と委託契約を結んだ金融機関から直接融資を受けることができます。

なお、建設業経営強化融資制度が利用できるのは令和8年3月末日までです。

(2) 下請セーフティネット債務保証事業

建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、国土交通省が平成11年1月から始めている制度で、平成20年10月に建設業の資金調達の円滑化を一層推進するため、債権譲渡先が一定の民間事業者まで拡充されました。

融資制度としては、工事の出来高が2分の1を越えれば、公共工事の工事請負代金の債権譲渡が可能になり、工事の出来高の範囲内で（一財）建設業振興基金が認めた者から転貸融資を受けることができます。また、債権譲渡先は、融資に際し、元請負人の下請負人等への支払状況等を確認するとともに、万が一元請負人が倒産に至った場合には、債権譲渡先が元請負人に代わって下請負人等への支払を行うものです。

※ 地域建設業経営強化融資制度による融資と下請セーフティネット債務保証事業による融資はいずれかを選択して利用できます。

2. 債権譲渡承諾に関する事項

(1) 対象工事

調達契約課において発注する建設工事

（※担当課執行工事、工期が複数年度にわたる工事で最終年でないもの等、一部対象外となる工事があります）

(2) 譲渡債権の範囲

工事請負代金から前払金等の支払済額を控除した額の範囲内

(3) 債権譲渡の承諾申請ができる時期

工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降、請負代金の請求を行っていない時期

(4) 対象となる建設業者

資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者

(5) 債権譲渡先

- ・事業協同組合
- ・一定の民間事業者（（一財）建設業振興基金が適当と認める者）
（株）建設経営サービス （株）建設総合サービス 北保証サービス（株）

3. 問合せ先

詳しくは、東日本建設業保証（株）三重支店内に相談窓口を設置する（株）建設経営サービス（電話059-226-5330）等の債権譲渡先として認められた民間事業者までお問合せください。